

京都府における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、京都府は計8箇所の施設に合計400,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調剤を実施。



国民健康保険本庄診療所

宮津市保健センター

京都緊急時放射線検査施設
(舞鶴赤十字病院内)

国保京丹波町病院

市立福知山市民病院

公立南丹病院

綾部市立病院

京都市消防局

避難退域時検査場所を通過する避難元市町【P】

- 両府県では緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を踏まえ、あらかじめ避難元市町と各避難退域時検査場所の紐づけを実施。ただし、緊急時における検査実施場所はOILに基づくUPZ圏内の一時移転対象地区の範囲や候補地のバックグラウンド値等に基づき設定することとなる。

福井県の避難退域時検査場所候補地

京都府の避難退域時検査場所候補地 (府内避難(西方面)の場合)

	検査場所候補地	避難元市町
県内避難	県若狭合同庁舎、道の駅若狭熊川宿、若狭町役場上中庁舎、美浜町役場、敦賀市総合運動公園、きのこの森、うみんぴあ大飯、若狭鯉川海水浴場、小浜西IC、道の駅名田庄、小浜総合運動場 計11箇所	高浜町 おおい町 小浜市 若狭町
県外避難	県若狭合同庁舎、道の駅若狭熊川宿、若狭町役場上中庁舎、綾部PA(あやべ球場)、京都府立ゼミナールハウス、道の駅美山ふれあい広場、きのこの森、うみんぴあ大飯、若狭鯉川海水浴場、小浜西IC、道の駅名田庄、小浜総合運動場、加斗PA 計12箇所	

検査場所	避難元市町
綾部市中央公民館	舞鶴市、綾部市
綾部工業団地・交流プラザ	舞鶴市
三段池公園	舞鶴市、綾部市、宮津市、福知山市
長田野体育館	舞鶴市
丹波自然運動公園	舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町
道の駅てんきてんき丹後	宮津市、伊根町
野田川わーくぱる	宮津市

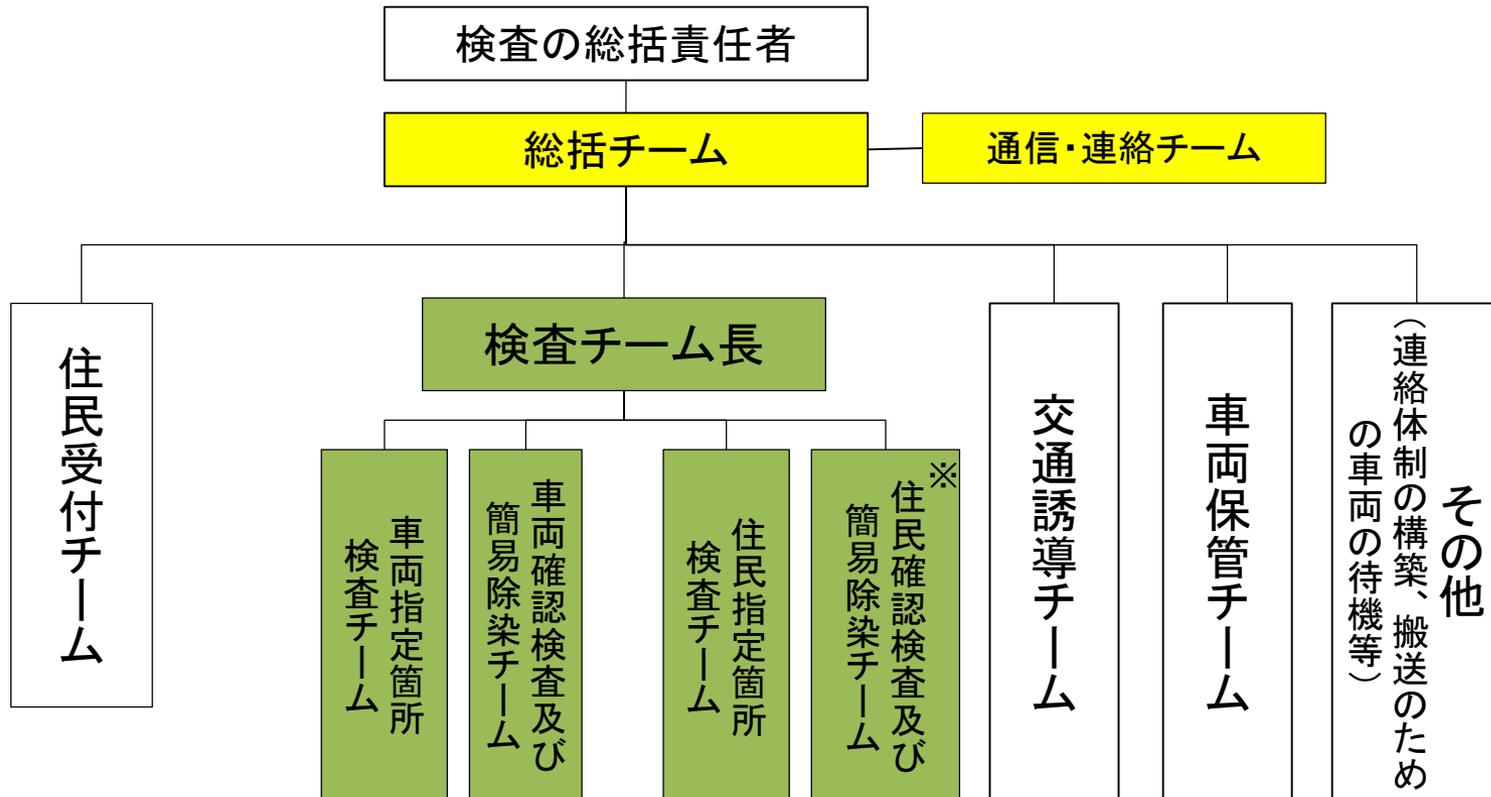
※京都府「原子力災害に係る広域避難要領(平成27年2月)」に基づき作成

※舞鶴市の西方面は府外避難を実施

避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、福井県、京都府及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

放射線医学総合研究所による協力体制

➤ 放射線医学総合研究所(千葉市)は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、OFCに専門家、救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療に関する相談への指導・助言も実施。

オフサイトセンター
(OFC)



放射線医学総合研究所(千葉市)

(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



支援車

現場指揮、
資機材・人員搬送



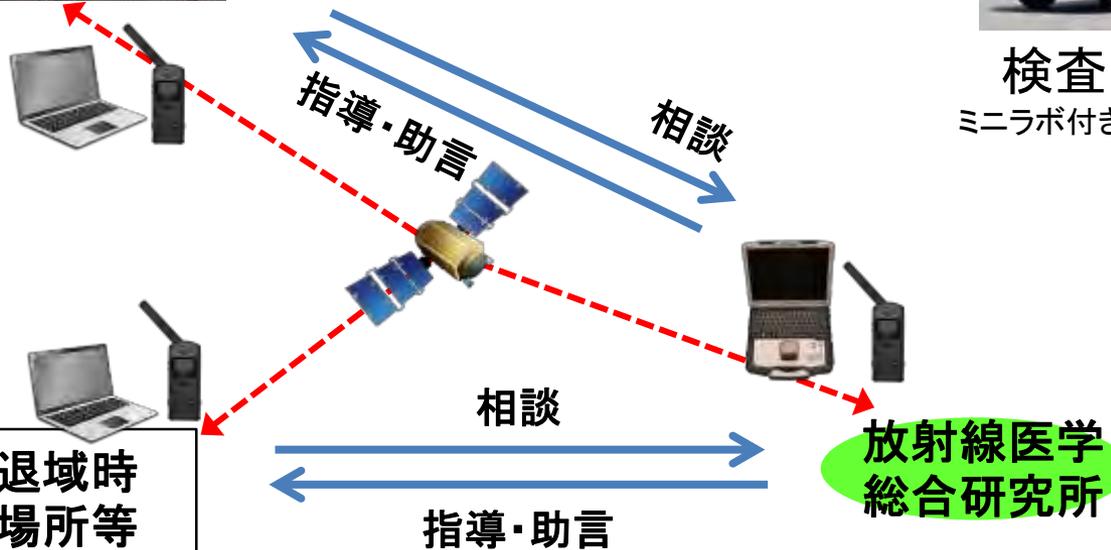
検査・測定車

ミニラボ付き、線量評価測定



大型救急車

患者搬送



避難退域時
検査場所等

放射線医学
総合研究所

2011.03 福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



日本原子力研究開発機構による協力体制

- ▶ 日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター(茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター(OFC)や緊急時モニタリングセンター(EMC)等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車

※平成23年東日本大震災時における
日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



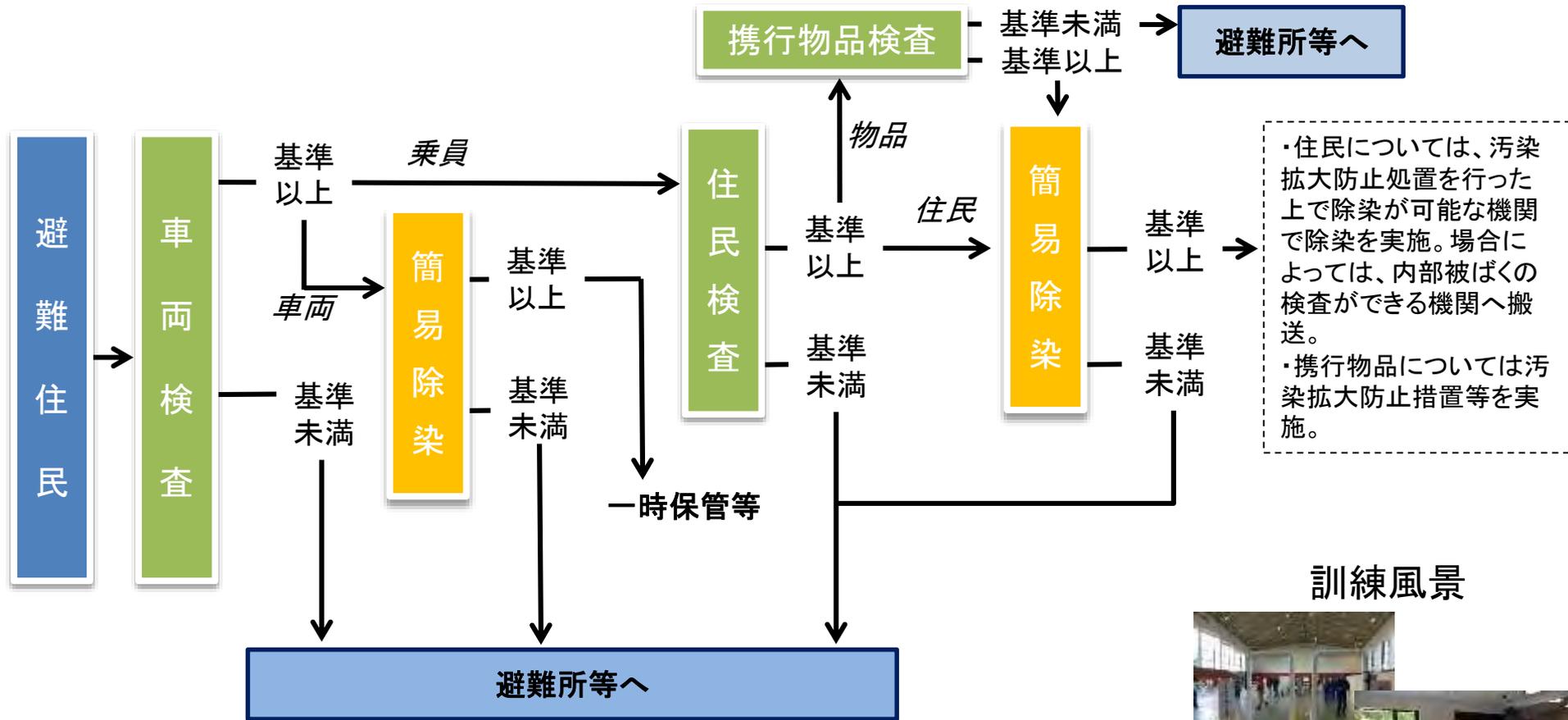
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー【P】

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査責任者以外の要員が、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



訓練風景



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

被ばく医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療

- ①体表面スクリーニング
- ②ふき取り等の簡易な除染(一次除染)
- ③軽度の外傷等の治療
- ④健康相談 等

二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

- ①シャワー等を用いた除染
- ②ホール・ボディ・カウンタ等による内部被ばく評価
- ③被ばく患者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、三次被ばく医療機関へ搬送

消防防災ヘリ等による搬送

三次被ばく医療 【広島大学(、放射線医学総合研究所)で実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療



※現在、原子力規制委員会において医療体制の検討を行っており、今後、結果を踏まえ体制を強化していく。